新 潟 県 柏 崎 市 木 造 住 宅 耐 震 診 断 士 登 録 制 度 実 施 要 領 (趣 旨)

第1条 この要領は、新潟県柏崎市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱 (平成18年3月告示第50号)第2条及び新潟県柏崎市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱 (平成19年3月告示第40号)第2条の規定に基づき、柏崎市木造住宅耐震診断士 (以下「診断士」という。)の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

- 第2条 診断士の登録を受けることができる者は、次の各号のいずれ にも該当する者とする。
 - (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士
 - (2) 新潟県が主催する木造住宅耐震診断講習会又は一般社団法人新潟県建築士事務所協会若しくは一般財団法人日本建築防災協会が行う木造住宅の耐震診断と補強方法講習会(以下「講習会等」という。) を受講し、修了証の交付を受けた者

(登録の申請)

- 第3条 診断士の登録を受けようとする者は、柏崎市木造住宅耐震診断士名簿登録申請書 (別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 建築士の免許証の写し
 - (2) 講習会等の修了証の写し又は新潟県木造住宅耐震診断講習会受 講証明書
 - (3) 建築士法第23条の6に規定する設計等の業務に関する報告書の第一面及び第三面の写し
 - (4) 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景のものであって、縦 3 センチメートル及び横 2 . 4 センチメートルのもの)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (登録証の交付等)
- 第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を 審査し、適当であると認めるときは、柏崎市木造住宅耐震診断士名

- 簿(別記第2号様式)(以下「診断士名簿」という。)に登録して診断士名簿を作成するとともに、申請者に対し、柏崎市木造住宅耐震診断士登録証(別記第3号様式)(以下「登録証」という。)を交付するものとする。
- 2 診断士は、登録証を毀損又は亡失した場合は、柏崎市木造住宅耐震診断士登録証再交付申請書 (別記第 4 号様式) (以下「再交付申請書」という。)を市長に提出し、登録証の再交付を受けなければならない。この場合において、登録証を毀損したことにより登録証の再交付を受けようとするときは、再交付申請書にその毀損した登録証を添えて提出しなければならない。
- 3 登録証の有効期限は、令和8年3月31日とし、次条に定めると ころにより、これを更新できるものとする。
- 4 有効期限の過ぎた登録証は、速やかに市長に返還しなければならない。
- 5 市長は、診断士名簿を市民の閲覧及び市のホームページへの掲載 その他の方法により公開することができる。

(登録の更新)

- 第5条 診断士は、登録証の有効期限を更新する場合は、当該有効期限の3月前から当該有効期限までの間に、柏崎市木造住宅耐震診断士名簿登録更新申請書(別記第5号様式)(以下「更新申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
 - (1) 写真 2 枚 (更新申請前 6 月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景のものであって、縦 3 センチメートル及び横 2 . 4 センチメートルのもの)
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める書類
- 2 市長は、更新申請書の提出を受けたときは、速やかに第4条第1項に規定する登録を更新し、新たな登録証を交付するものとする。 (診断士の責務)
- 第6条 診断士の登録を受けた者は、次に掲げる責務を全て遵守しな ければならない。
 - (1) 新潟県柏崎市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱及び新潟県 柏崎市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱に基づく業務(以下

「要綱に基づく業務」という。)を行うに当たり知り得た秘密に ついて、第三者に漏らしてはならない。

- (2) 本市の診断士の名称を使っての不当な勧誘及び要綱に基づく業務以外の業務を行ってはならない。
- (3) 診断士であることを自覚し、謙虚に誠意をもって対応し、市民 が安心して依頼できるよう責任を持って業務を履行しなければな らない。
- (4) 耐震診断及び耐震改修について必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。
- (5) 診断士は、要綱に基づく業務を行う際は登録証を携帯し、関係 人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(登録事項の変更)

第7条 診断士は、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに柏崎市 木造住宅耐震診断士登録事項変更届(別記第6号様式)を市長に提 出するものとする。

(登録の取消し)

- 第8条 市長は、診断士が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。
 - (1) 診断士の要件を満たさなくなった場合
 - (2) 第6条の責務に反し、市長が登録を行うことが不適当と認める場合
 - (3) 建築士法その他の法令に違反した場合
 - (4) 死亡又は失踪宣告を受けた場合
 - (5) 自己の都合により柏崎市木造住宅耐震診断士登録取消届 (別記 第7号様式)を市長に提出した場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合
- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該診断士 (死亡したときは、その相続人)に柏崎市木造住宅耐震診断士登録 取消通知書(別紙第8号様式)により通知するとともに、登録証を 返納させ、診断士名簿から抹消するものとする。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 第3条に規定する登録の申請は、この要領の実施前においても行わせることができる。